

5

「消費税」を知ろう

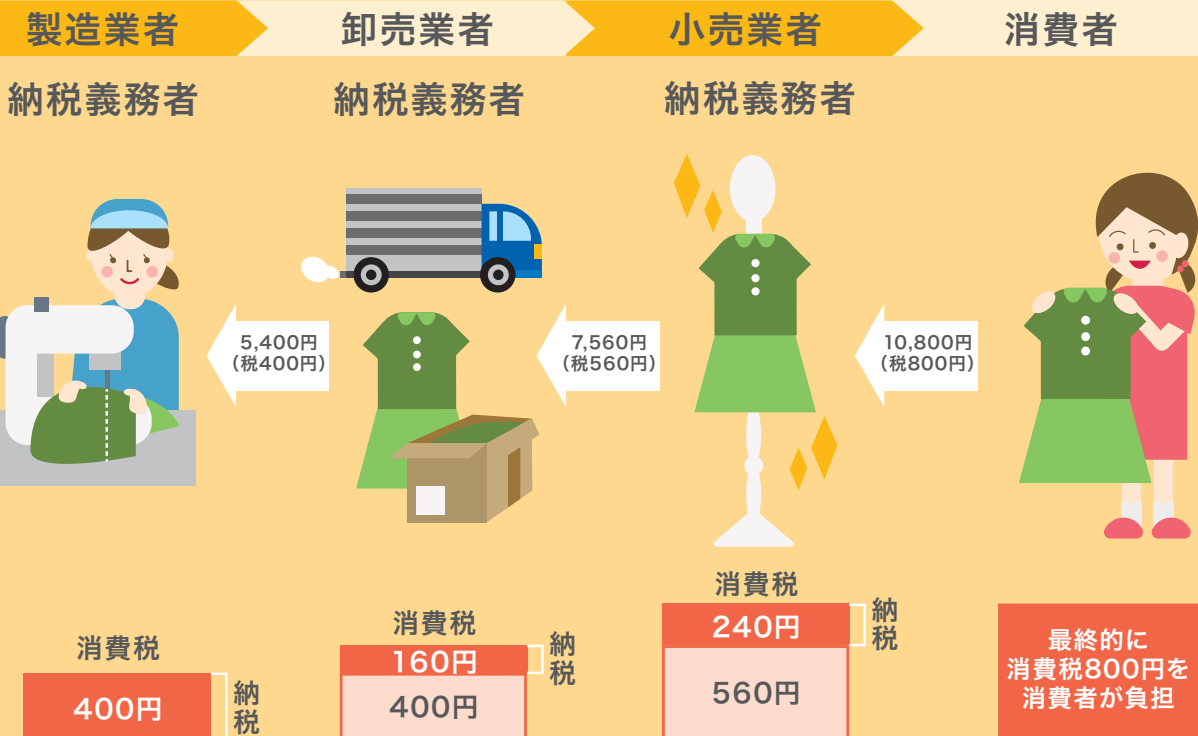
1 消費税について

消費税は、消費一般に対して広く公平に課される税です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などが課税対象であり、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税されます。また、税の累積を排除するために、事業者は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。

事業者には課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれ、最終的には消費者が負担することが予定されています。（「直接税」と呼ばれる所得税などに対し、このように納税義務者と実質負担者が異なる税を「間接税」と呼びます。）

消費税の仕組み

消費税は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。



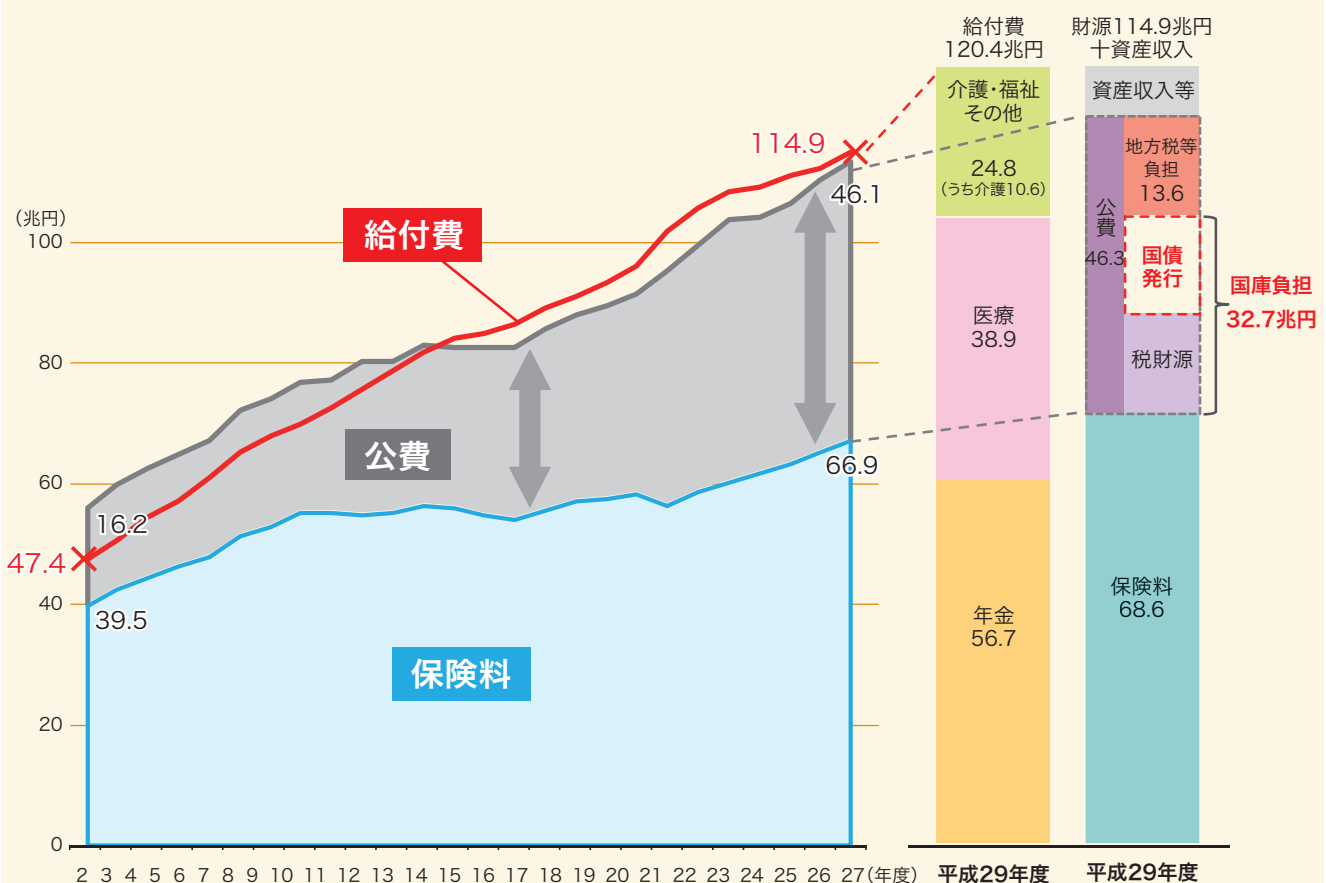
※税率8%で計算

2 「社会保障と税の一体改革」について

現行の社会保障制度の基本的な枠組みが構築された1960年代から今日に至るまでの間に、社会保障制度をとりまく状況は大きく変わっています。日本の社会保障制度は、社会保険方式を採りながら高齢者医療・介護給付費の5割を公費で賄うなど、公費負担に相当程度依存しています。

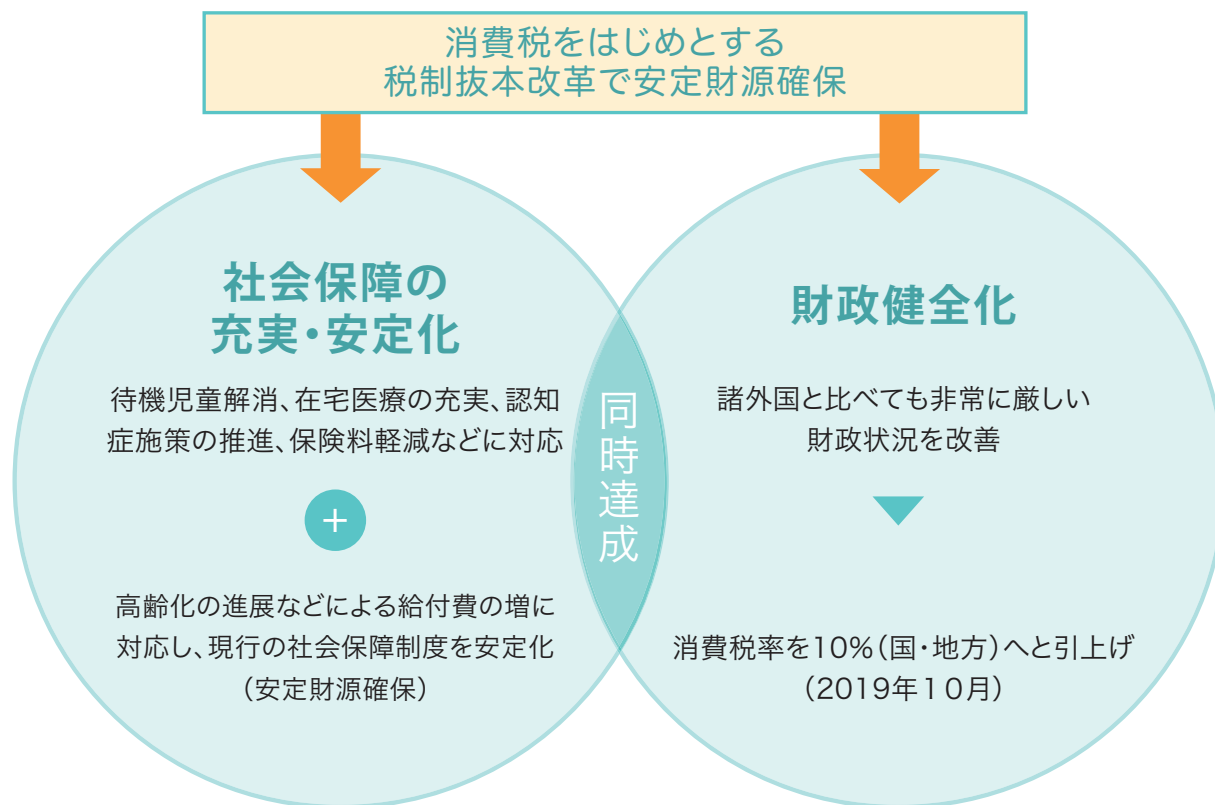
その結果、近年、高齢者医療・介護給付費の増に伴い、負担増は公費に集中しており、これを賄う財源を確保できていないため、将来世代に負担を先送りしています。このままの状態を放置すれば、現在の社会保障制度を維持していくことが困難となるおそれがあります。しかしながら、皆さんのおじいさんやおばあさんなど、高齢者をはじめとした国民1人1人の生活の安心を支え、世界一の長寿国の原動力となってきた、世界に誇る日本の社会保障制度については、しっかりと継続させていく必要があります。

給付費の増に伴う公費負担の増



【出所】国立社会保障・人口問題研究所「平成27年度社会保障費用統計」、平成29年度の値は厚生労働省(当初予算ベース)

このため、社会保障制度を維持していくための安定財源を確保し、そのことを通じて、諸外国と比べても非常に厳しい状況にある我が国の財政の健全化を目指す必要があります。



消費税が、子どもや高齢者を含めた国民全体に負担をお願いするものであることや、税収が比較的安定しているといった性質を有することから、消費税収は社会保障に充てることとしています。

<30年度消費税増収分の内訳>

《増収額計：8.4兆円》

○ 基礎年金国庫負担割合 2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3.2兆円
○ 社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円
○ 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.39兆円
○ 後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.4兆円

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2) 上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、社会保障の充実(1.87兆円)の財源を確保。

少子高齢化を克服するために、我が国の社会保障制度を全世代型へさらに大きく転換していく必要があります。

このため、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げによる財源（5兆円強）の使い道を見直し、この中で従前から予定していた社会保障の充実策（1.1兆円程度）に加え、2兆円程度（注）を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保に充てることとしました。

（注）消費税増収分の他、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金の増額による0.3兆円を含む。

消費税率 8%→10%への引上げにより行われる主な施策

<見直し前から予定していた主な充実策>

低所得者の介護保険料軽減

世帯全員の市町村民税が非課税である高齢者の介護保険料額（1号）を軽減
※10%引上げまでの間は、一部実施（年金収入80万円以下の高齢者（650万人）を対象に、対象者1人当たり約月280円軽減）

消費税率10%引上げ時までに**完全実施**

対象者1人当たり
約**月1千円**軽減

※軽減対象者の軽減前保険料は2.8~4.1千円程度

低所得高齢者の暮らしを支援

消費税率10%引上げ時までに**実施**

給付金の支給
対象者1人当たり**月5千円**等

<新たに行う予定の主な施策>

幼児教育の無償化

3~5歳児について、**幼稚園、保育所、認定こども園の費用無償化**（注）

0~2歳児についても、**当面、住民税非課税世帯**を対象として**無償化**

（注）・子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限・保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者については、認可外保育施設等のサービスについても無償化の対象

待機児童の解消

2020年度末までに32万人分の受け皿整備

保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえて**処遇を改善**

高等教育の無償化

住民税非課税世帯の子供たちに対して、
●国立大学の場合、授業料の標準額を上限として減免
●私立大学の場合、国立大学の授業料の標準額に、私立大学の授業料の平均額との差額の2分の1を加算した額を上限として減免

介護人材の処遇改善

勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額8万円相当**の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1,000億円程度を投じ、**処遇改善**

3 「消費税の軽減税率制度」について

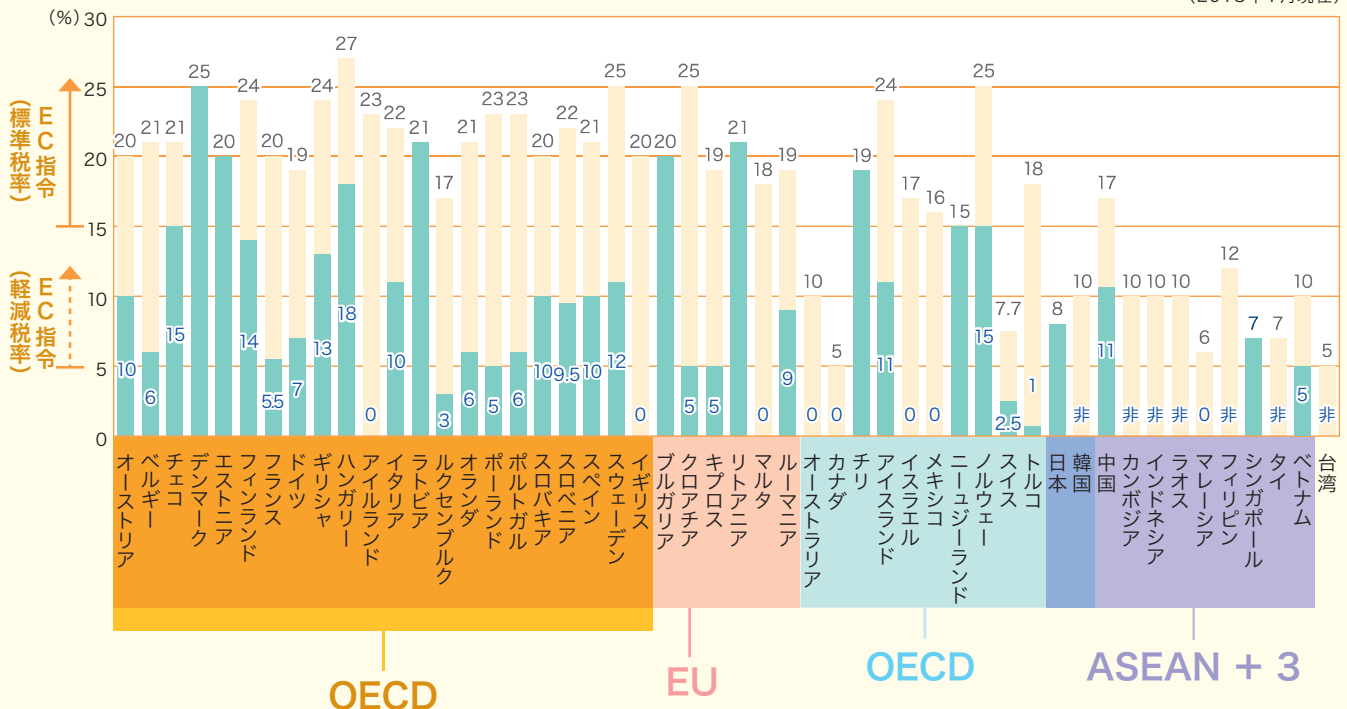
消費税の軽減税率制度は、消費税率引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、2019年10月1日より「酒類・外食を除く飲食料品」及び「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に実施されます。軽減税率対象品目の税率は8%（国6.24%、地方1.76%）となっています（標準税率は10%（国7.8%、地方2.2%））。

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲



付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較

(2018年1月現在)



【備考】 1. 日本の消費税率8%のうち、1.7%相当は地方消費税(地方税)である。
2. カナダでは、連邦税である財貨・サービス税(付加価値税)に加え、ほとんどの州で州税として付加価値税等が課される(例:オンタリオ州8%)。
3. 上記中、■は食料品に係る適用税率である。「0」と記載のある国は、食料品についてゼロ税率が適用される国である。「非」と記載のある国は食料品が非課税対象となる国である。なお、軽減税率・ゼロ税率の適用及び非課税対象とされる食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。

【出所】 各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。